

改正後	改正前
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>第1号から第3号まで (略)</p> <p><u>(4) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者及び中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項に規定する中小企業団体をいう。</u></p> <p><u>(5) 中堅企業者 産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第2条第24項に規定する企業をいう。</u></p> <p><u>(6) 大企業 中小企業者及び中堅企業者のいずれにも該当しない企業をいう。</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p><u>(9) (略)</u></p> <p><u>(10) みなし大企業 中小企業者又は中堅企業者であって、次に掲げるいずれかに該当する企業をいう。</u></p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>第1号から第3号まで (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p>(新設)</p>

改正後				改正前			
<p>ア <u>発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している者</u></p> <p>イ <u>発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している者</u></p> <p>ウ <u>大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている者</u></p> <p>エ <u>発行済株式の総数又は出資価格の総額をアからウまでのいずれかに該当する者が所有している者</u></p> <p>オ <u>アからウまでのいずれかに該当する者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている者</u></p>							
別表（第4条関係）							
奨励金の種類	奨励金の額	交付限度額	交付の時期	奨励金の種類	奨励金の額	交付限度額	交付の時期
工場等新設奨励金及び工場等増設奨励金	(略)	(略)	(略)	工場等新設奨励金及び工場等増設奨励金	(略)	(略)	(略)
高度先端産業立地促進奨励金	1 <u>工場等の新設又は増設に係る固定資産取得費用（土地を除く。）</u>	(略)	(略)	高度先端産業立地促進奨励金	工場等に係る固定資産取得費用（土地を除く。）の <u>10分の1</u> に相当する	(略)	(略)

改正後				改正前			
	<p>の100分の10に相当する額。ただし、みなし大企業においては100分の8に相当する額</p> <p>2 既存工場等内における新たな機械及び装置の設置に係る固定資産取得費用の100分の5に相当する額。ただし、みなし大企業においては100分の4に相当する額</p>				額		